

調布市国領高齢者在宅サービスセンター  
(介護予防) 認知症対応型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）及び調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例施行規則（平成9年調布市規則第32号）に定めるもののほか、市が調布市国領高齢者在宅サービスセンターにおいて介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）（以下「基準省令」という。）に基づいて行う認知症対応型通所介護サービス及び介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「認知症対応型通所介護サービス等」という。）の運営について必要な事項を定め、適正なサービス提供に資することを目的とする。

(運営方針)

第2条 市の業務委託を受け、事業を実施する受託団体（以下「運営者」という。）は、認知症対応型通所介護サービス等の計画（以下「認知症対応型通所介護計画等」という。）に基づき、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう認知症対応型通所介護サービス等を提供する。

2 認知症対応型通所介護サービス等は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持増進並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 認知症対応型通所介護サービス等の実施に当たっては、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な認知症対応型通所介

護サービス等の提供に努める。

4 運営者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 認知症対応型通所介護サービス等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 調布市国領高齢者在宅サービスセンター

(2) 所在地 東京都調布市国領町3丁目8番地1

(職員の種類及び員数)

第4条 運営者は、法及び基準省令(以下「法等」という。)に基づく次の各号に掲げる職員を配置するものとする。ただし、法等に基づく兼務ができるものとする。

(1) 管理者 1人

(2) 生活相談員 1人以上

(3) 看護職員又は介護職員 2人以上

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、前項に規定する職員以外の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 生活相談員は、認知症対応型通所介護サービス等の利用申込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査及び居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

3 介護職員は、利用者の日常生活の介護及び援助の業務に従事する。

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するために必要な訓練に従事する。

5 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理の業務に従事する。

(利用定員)

第6条 認知症対応型通所介護サービス等の利用定員は、次に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

計12人

(営業日及び営業時間)

第7条 認知症対応型通所介護サービス等の営業日等は、次の各号に掲げるところによる。ただし、調布市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1)営業日 月曜日から土曜日まで

ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、サービス利用時間 午前9時20分から午後4時30分まで

(サービスの内容、提供方法等)

第8条 認知症対応型通所介護サービス等の内容は、指定居宅介護支援事業所又は利用者が作成した居宅サービス計画若しくは指定介護予防支援事業所又は利用者が作成した介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）に基づき、次の各号に掲げる内容を当該各号に定めるところにより行う。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗等の介助

ウ その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 衣類の着脱の介助

イ 身体の清拭，洗身，整髪等

ウ その他必要な入浴の介助

(3) 食事の提供に関すること

昼食を希望する利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 食事の調理並びに配膳及び下膳の介助

イ 食事の介助

ウ その他必要な食事の介助

(4) 送迎に関すること

送迎を希望する利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 移動，移乗等の介助

イ 送迎車による移送

ウ その他必要な介助

(5) 機能訓練に関すること

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 個別サービスに関すること

利用者の心身機能の維持向上や仲間づくり等を目的とし、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じた個別計画等に基づき、レクリエーション，音楽・制作活動，体操その他必要なサービスを提供する。

(7) 相談及び助言に関すること

利用者及びその家族からの相談等に応じ、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

ア 疾病及び障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ 自助具，福祉機器に関する相談・助言

エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業所等との連携等)

第9条 認知症対応型通所介護サービス等の提供に当たっては、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況，置かれている環境その他の保健，医療，福祉のサービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化又は利用者からの認知症対応型通所介護サービス等の利用方法及び内容の変更の申出があった場合，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡し，綿密な連携に努める。

3 運営者は，正当な理由なしに認知症対応型通所介護サービス等の提供を拒んではならない。ただし，やむを得ず認知症対応型通所介護サービス等を提供することが困難な場合は，当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業所等と連携して，必要な措置を講ずる。

(認知症対応型通所介護計画等の作成等)

第10条 運営者は，認知症対応型通所介護サービス等の提供を開始する場合は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている状況並びにその家族等の状況を十分に把握し，認知症対応型通所介護計画等を作成する。この場合において，既に介護サービス計画が作成されているときは，当該計画に沿って作成する。

2 運営者は，作成した認知症対応型通所介護計画等の内容を利用者及びその家族に説明し，その同意を得るものとする。

3 運営者は，認知症対応型通所介護計画等に基づいて認知症対応型通所介

護サービス等を提供し、継続的に提供する認知症対応型通所介護サービス等の管理及び評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第11条 運営者は、認知症対応型通所介護サービス等を提供したときは、その提供した日及び内容並びに法第42条の2第6項（法第54条の2第6項の規定により準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わり受領することとなる保険給付（以下「法定代理受領」という。）の額その他必要な事項を利用者が所持する認知症対応型通所介護サービス等提供記録書に記載する。

(料金等)

第12条 認知症対応型通所介護サービス等の料金は、次の各号に掲げる料金の合計額とする。ただし、法定代理受領が行われる場合は、当該合計額から当該行われる法定代理受領の保険給付の額を減じて得た額を領収する。

- (1) 調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例に規定する使用料
- (2) 運営者が提供するサービスの利用に伴う食費 600円
- (3) サービス当日の午前8時30分までに連絡がなかった場合のキャンセル料（食費分） 600円

2 利用者ごとの前項の料金は、あらかじめ契約書及び契約書別紙並びに重要事項説明書により説明し、同意を得るものとする。

3 運営者は、第1項の料金を翌月の末日までに利用者に明細書を添付して請求する。

4 利用者は、毎月所定の日までに口座自動振替の方法により請求のあった第2項の料金を支払わなければならない。ただし、口座自動振替の方法によらない場合は、請求のあった月の翌月の10日までに支払わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第13条 利用者は、調布市在住の要介護及び要支援認定者を対象とする。

(衛生管理及び職員の健康管理等)

第14条 運営者は、認知症対応型通所介護サービス等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 運営者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 運営者は、職員に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時の対応)

第15条 認知症対応型通所介護サービス等提供中に利用者の病状の急変その他必要な場合は、直ちに主治の医師等の受診等必要な処置を講じるとともに、利用者の届け出ている緊急連絡先へ連絡する。

2 認知症対応型通所介護サービス等提供中に火災、天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等臨機の措置を講じなければならない。

3 前2項の処置等を講じた場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(災害、非常時の対応)

第16条 運営者は、消防関係法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等災害、非常時に備えた設備等を設けるものとする。

2 運営者は、消防関係法令に基づき、消防計画等の防災計画を作成し、職

員及び利用者が参加する訓練を月1回以上実施するものとする。

- 3 運営者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室，機能訓練室等を利用する場合は，職員が立ち会うものとする。

- 2 体調が思わしくないと考えられる利用者に対しては，認知症対応型通所介護サービス等の利用を中止することについての説明を行い，利用者の安全を確保する。

(個人情報)

第18条 職員は，職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については，運営者が公表している使用目的の範囲で使用，提供又は収集することができる。

- 2 職員は，個人情報の提供を最小限とし，サービス提供に関する目的以外は使用してはならない。また，利用者との契約の締結前からサービス終了後も，第三者に個人情報を漏らしてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第19条 運営者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 運営者は，サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，これを調布市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 運営者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し認知症対応型通所介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 運営者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 運営者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第21条 運営者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第22条 運営者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(苦情対応)

第23条 利用者又はその家族は、提供された認知症対応型通所介護サービス等について、苦情、要望等を申し出ることができる。

2 運営者は、前項の苦情等について事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び方法を利用者及びその家族に報告し、説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 運営者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場

合は、調布市、利用者の家族、利用者本人に係る居宅介護支援事業所などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 運営者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を作成するものとする。

3 運営者は、利用者に対する認知症対応型通所介護サービス等提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 運営者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 運営者は、全ての通所介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年4回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 運営者は、適切な認知症対応型通所介護サービス等提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。